

大阪広域環境施設組合規則第4号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第20号の次に次の1号を加える。

(20の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

第3条に次の1号を加える。

(10) 前条第1項第20号の2の場合 4月1日から翌年3月31日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。